

第7回教育再生懇談会
議事録

内閣官房教育再生懇談会担当室

第7回教育再生懇談会議事録

日 時 平成21年2月9日(月) 17:50~18:39

場 所 総理官邸大会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 「これまでの審議のまとめ - 第三次報告 - (案)」について
3. 教育再生会議、教育再生懇談会報告のフォローアップについて
4. 閉 会

安西座長 ただいまから第7回教育再生懇談会を開会させていただきます。

委員の皆様、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は「第三次報告」の取りまとめを行いまして、その後、教育再生会議、教育再生懇談会報告のフォローアップ等について意見を交換させていただきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

昨年9月から議論をしてきましたテーマにつきまして、第三次報告として取りまとめを行いたいと存じます。

前回の懇談会、またその後の文書でのやりとりによりまして、委員の皆様とは既に調整させていただいているところでございますので、簡潔にポイントだけ申し上げさせていただきます。

「第三次報告」は、携帯電話利用の在り方、それから、大学全入時代の教育の在り方、教育委員会の在り方の3部構成となっております。

携帯電話と教育委員会のことにつきましては、ワーキンググループ報告を基本にしております。

まず、携帯電話利用の在り方につきましては、情報リテラシー教育の徹底を前提といたしまして、保護者の役割を強調しながら、必要のない限り小中学生に持たせないための取組み、機能限定の携帯電話の普及、またフィルタリングの利用推進などを提言しております。

2番目の大学全入時代の教育の在り方につきましては、大学教育の質の担保の観点から、学生の質の担保のために留学者の学力の確保、また外部チェックの強化。

それから、質の担保を前提といたしまして、中長期的な観点から高等教育に対する公的支援の在り方について、抜本的な議論が必要であるということ。

更に、トップクラスの人材の育成のために、大学院生への経済的支援の拡充等々を提言させていただいております。

3番目に、教育委員会の在り方につきましては、現行制度を前提といたしまして、教育委員の職責の遂行、教員人事の透明化、市区町村教育委員会の権限の拡大、首長の積極的な関与などを挙げております。

また、中長期的な課題といたしまして、首長、教育委員会、教育長の間での責任主体の明確化などについて検討する必要があることも提言させていただいております。

簡潔に申し上げますと、以上のようなポイントでございます。

本案をもって皆様に御了承いただければと存じますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(一同、異議無し)

安西座長 それでは、御了承いただいたことといたします。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様を代表いたしまして、私の方から、「これまでの審議のまとめ -

第三次報告 - 」、これを麻生総理に手渡しさせていただければと存じます。

(安西座長より麻生内閣総理大臣へ「これまでの審議のまとめ - 第三次報告 - 」を手交)
(拍手)

安西座長 それでは、麻生総理から御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

麻生内閣総理大臣 それでは、ただいま「第三次報告」をいただきました。安西座長初め、皆様方の御協力に心から感謝を申し上げる次第です。

政府の政策に今後とも反映させていかなければならないと考えております。

私も、今国会の施政方針演説の中で、「国づくりの基本は人づくり」という話を申し上げたところです。是非この観点からも、今後、この教育再生懇談会で検討をしていただきたいと思っていることを申し上げます。

1つ目は、やはり今の時代、国際社会で通用する人材の育成を考えなければいけないので、「読み書き・計算・英会話」といったところが基本だと思います。また多くの人材が海外から日本に入ってきて、日本で勉強するというはすごく大事なことだと思っております。

2つ目は、やはり安心というところだと思いますので、経済状況が厳しい中であっても、少なくとも不安なく教育を受けられるようにする。公立学校の質を向上させ、保護者から信頼される学校や教育委員会の在り方、雇用に直結するキャリア教育についても大いに議論していただきたい。雇用に直結するという意味において、学校を出て、そのままキャリアとして使える。入社して、比較貸借対照表をゼロから覚えるのと、学生時代に覚えるのは全く意味が違ふと思ひますけれども、一つの例です。そういった意味で、キャリアの教育というものを検討していただきたい。

3つ目は、科学技術立国とスポーツであります。昨年はノーベル賞をこれまで例のない程獲得しましたが、今後も理数系の人材教育というのに関しては、熱心にやらないといけません。理工系の人材を教育現場に登用していく必要があると思ひています。

もう一つは、やはりスポーツというのは、多くの国民に感動を与えるものであり、改めてもう一回評価されてしかるべきではないでしょうか。またスポーツに親しめる環境をつくるということにつきましても御検討をいただければと思ひます。

教育というのは、誰でも発言できるものでありまして、色々御意見の分かれるところでもあります。私どもとしては基本は人づくりということに行き着きますので、その人づくりにどのように取り組んでいくかというのは、時代、時代によって求められる人の質、在り方は違ふんだと思ひますので、是非これからの時代を考えて、御検討いただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

安西座長 ありがとうございます。

麻生総理は、施政方針演説で、国づくりの基本は人づくりだと、教育のことをしっかりおっしゃっていただいております。またその中で、教育再生懇談会につきましても期待を

しているということをおっしゃっていただいております。今の総理の言葉をしっかり受けとめて、この懇談会として十分に議論をし、成果を上げていきたいというふうに思っております。総理、本当によろしく願いを申し上げます。

それでは、総理はここで御退席されます。ありがとうございました。

(麻生内閣総理大臣退室)

(プレス退室)

安西座長 それでは、続きまして、河村官房長官から御挨拶をいただければと存じます。

河村官房長官 総理からも意欲的なお話がございました。10年余り時間をかけて、教育基本法の大改正を行いまして、そしてこの理念をいかに教育の中に活かして行こうかということでありまして、教育再生会議から教育再生懇談会に引き継がれて、更にこれを引き継いで、メンバーも更に増やした形でやろうという方向が今出されております。

文部科学省の中央教育審議会との違いは何だろうという話が良く出るわけでございます。中央教育審議会というのは正に文部科学大臣の諮問機関そのものでありまして、教育について、詳しく細かく審議していただくということではありますが、この教育再生懇談会は、もう一段広い視野、高い見地から色々な形で議論をいただく場所だと思っております。

教育は社会総がかりでやらなければいけないのだという視点がございしますが、正にそういうところがこの教育再生懇談会の役割ではないか。

麻生内閣は、御案内のように文部大臣経験者が沢山おられる内閣だと思います。そういう意味で、この教育再生懇談会の行方に非常に関心を持っておりますので、今回は補佐官を置かずに、私が自ら補佐官のつもりでこの問題に取り組みさせていただきたいという思いでいるところでございます。

日本の教育力が今日の日本をつくってきた事実は紛れもないことだし、世界の評価も正にそこにあります。日本の教育が劣化するという事は、正に日本が劣化することそのものでありますから、それを防ぐためにどうあったらいいかということを実際に考えていかなければならないと思っております。

今、予算、財政支出等々、現実の問題が目の前にあります。一方では、ただ財政支出を増やしさえすれば、それですべて良くなるかということ、これだけでは解決できない部分も教育には沢山あります。ただやはりそのバランスを欠いてはならないと、いつもそう思っております。当然、財政支出もやらなくてはいけない部分が沢山あります。

そういう意味でこの教育再生懇談会の皆様が意見を発せられるというのは意義が大きいし、これを踏まえて塩谷大臣に頑張っていただかなければならない部分もあると思っております。

しかし、大臣一人が幾ら頑張ってもそれにはやはり限度があります。

私も期待しておりますし、皆様と一緒にやっていきたいと思っております。皆様方に思い切って御発言、御示唆をいただき、政府を動かしていただきたい、あるいは政治を動かしていただきたい、こういうふうにお願いを申し上げまして御挨拶いたします。どうぞ

よろしく願いいたします。

安西座長 ありがとうございます。

河村官房長官、ご存じのとおり、文教の中心的存在としてこれまでリードしてこられた方ではありますが、その官房長官に大変力強いお言葉をいただきまして、頑張らなきゃいけないと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、続きまして、塩谷文部科学大臣から御挨拶をいただければと存じます。

塩谷大臣からは、お手元の資料2と資料3をいただいております。それもご覧になりながらと思います。

それでは、塩谷大臣、よろしく願いします。

塩谷文部科学大臣 文部科学大臣の塩谷立でございます。

委員の皆様方には、それぞれの立場から教育再生に御尽力を賜り、感謝を申し上げます。

この内閣は、今、河村官房長官からお話ありましたように、文部科学大臣の経験者が沢山いて、非常にいい環境だと思っておりますし、一方でやりにくい面もあるかなとは思っておりますが、先ほど、総理から御挨拶をいただきましたが、この経済が厳しい時だからこそ教育だ、将来への投資だということを私は訴えて、しっかりと頑張って実行してまいりたいと思っております。

今日は、「第三次報告」ということで、携帯電話の利用の在り方、大学全入時代の教育の在り方、教育委員会の在り方等、具体的な提案をいただき、感謝を申し上げます。これを基に、我々も文部行政の中でしっかり実行してまいりたいと思っております。

また、教育基本法が60年ぶりに改正され、教育振興基本計画が策定され、更には学習指導要領が改訂され、いよいよそういった新しい教育の法的整備がなされて、今年から実際に教育内容、小中学校が変わっていく、それから教員免許更新制も始まる、正に実行の時ということをしかり国民の皆様にご理解いただき、いかに円滑に実行していくかということがまず私の使命であります。

そのためには、まずは生きる基本をもう一度確立したい。

それから、学校体系については幼小から、あるいは小中、中高、高大と、色々な形で今一貫教育の話が問われていますので、それをいかにスムーズに一つのルールなり、幾つかのルートがあってもいいと思いますが、もう一度そういうところをしっかりと体系づけて考える必要があるんだろうと思っております。そういう中で、質の高い教員も確保していかなければならないと思っております。

それから、教育費の問題は、公財政支出の在り方、あるいは家計の負担の軽減、併せて、今、手厚い支援が必要な子供達、特にこれだけ経済が厳しい時、あるいは外国人に対してそういった一つのシステムをつくっていくことも必要だろうということで、教育に対する在り方ももう一度しっかりとこれから検討していきたいということで、これらは私の目指すところでございます。

特に「心を育む」ということについて、先ほど申し上げました生きる基本をいかに国民に向けて浸透させていくかという中で、むしろこういった当たり前のことをもう一度基本からやっていこうということで、「「心を育む」ための5つの提案」を発表しました。

道徳教育、これは週1回、学校で道徳教育をやって、すんなりそれが子供たちに定着するかというと、誠にこれは難しい話でございます、当然ながら、学校全体で、道徳担当の教員だけじゃなくて、各教員がそれぞれ考えていただく。それと同時に、家庭とか地域社会も一緒になって考えていただくような、そんなことを念頭に置いて、5つの提言ということで生きる基本を、まずは学力あるいは体力、職業観、更には道徳全般ですね。そういったことをそれぞれ意識して、社会全体で育てていただきたい。

これを先週発表したんですが、インターネットで5つのうちどれが一番重要かというようなアンケートを採ったところ、やはり4番目の「家庭で、生活の基本的ルールをつくる」というのが圧倒的に多かったですね。国民の感覚もそういう感覚だなということで、我々と認識を共有しているところがありますので、ただ、これを本当に家庭で話ができるかどうかということが心配だったんですが、それでも親からの提言とか、子供からのお父さんへの提言とか、楽しい家庭のルールとか、何かそういう募集をして雰囲気を作り、生活習慣とか、道徳とかが大事だなということを経験的に訴えていきたい。

そんなような行動もやっていかないと、なかなか道徳を、上から何をやれ、これは駄目というようなことだけではなかなか思うようにいかないと思いますので、そういった作業もしながら、社会全体で大事なところ、日本人の本当にいいところをもう一度取り戻したいということで、こういう一つの提言をして、色々な場面でやっていきたいと思っております。そこら辺は是非また委員の皆様方からも色々な御提言をいただけたらありがたいと思っております。

これからも、委員の皆様方には、先ほど総理からお話しいただいたテーマを中心に御指導を賜りたいと思っております。特に文部科学省だけでなく、やはり各省庁なり社会全体にまたがるような問題をここで中心に御議論いただきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

安西座長 ありがとうございました。

文部科学大臣も本当に意欲的に教育に取り組んでいらっしゃいます。是非文部科学大臣にもリードしていただいて、また社会総がかりでということがあるかと思いますが、今後とも御指導いただければと思っております。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

教育再生会議、教育再生懇談会報告のフォローアップにつきまして、事務局から資料の説明をお願いします。

吉田室長 資料4でございます。

これは、昨年9月に一度こういう形で整理をさせていただいたものでございますが、そ

の後の事情の変化などを加えまして修正を行ったものでございます。

横長の資料でご覧いただきますと、左側の真ん中よりちょっと上のところに教科書の充実という項目を掲げております。これは、昨年12月の御提言を受けましてこの項目を追加したものでございます。

その他の欄につきましては、平成21年度の当初予算案、あるいはこの間の第一次、第二次の補正予算、またその他様々な政府の体制づくりですとか、あるいは通知ですとか、そういったものを加えて再整理をしたものでございます。

参考資料2の方にそれぞれの項目にかかわります関係資料を添付しておりますので、また併せてご覧いただければと思います。

以上でございます。

安西座長 それでは、今までの提言のフォローアップ、また今後の検討課題等々について、自由に意見交換をさせていただければと思います。

今後の検討課題につきましては、先ほど麻生総理から、国際的に活躍できる人材の育成、経済状況の厳しい中でも不安なく教育を受けられるようにするという、また理数系教育、それからスポーツ振興等について御要請がございました。今後、これらにつきまして取り組んでいきたい。また、これらについて取り組んでいくとともに、これまでと同様に、委員の皆様からの御提案も組み合わせたいと考えております。

田村委員 先ほど総理が経済不況にかかわらず安心して教育を受けられるという、こういう御提言ございましたが、この問題はやはり教育再生懇談会としても重要な課題としてアピールしたいというふうに思います。

実は、年を改めて、私立の中学校高等学校の協会があるんですけども、授業料が納められなくなるとか、それから奨学金についての不安とか、その手のことの調査をやってみたわけです。大体今までこの手の調査というのは返事が6割来ればいい方なんです。一生懸命やって何とか集めるんですけども、何と、今年初めてその調査をかけたら、最初の返事で96%来ました。だから、物すごくみんな心配しているということなんです。つまり、実態以上に心配しているという感も見られます。

日本の奨学金制度というのはかなり良くできていますし、内容もしっかりしているんですが、そのことが十分に理解が普及していない。その点がまず一つあるような気がします。ですから、これは公の教育委員会とか、そういうところだけでなく、各学校もそのことを積極的に考えて、親とか子供たちに経済的な不安で学校に行けなくなるというようなことに対する、こういうこれだけの用意ができていたよということは知らせていくということが重要だと思います。

2点目は、財政的な援助ですね。教育費の私費負担という問題がありますので、その部分を何らかの形で緊急に支援するという、この姿勢を示してアピールしていきたいと思えます。

安西座長 ありがとうございます。

私も感じる場所は多々あるのでありますが、一応事務局と検討させていただければというふうに思いますけれども。

塩谷文部科学大臣 今の件についてですが、日本私立中学高等学校連合会からそのアンケート結果を御報告いただきました。普段より滞納者が3倍ぐらいですね。これは、近々発表があります。

それに対して、授業料に対する援助につきましては、都道府県で、特に高校の場合は都道府県でしっかり御対応していただき、その補助を国がするというので、今回の20年度補正予算と21年度予算案において、そういった対応をしておりますが、そのことをいかに周知していくか検討しております。知らなかったために授業料を払えず、学校を辞めたというような話もあります。しっかりと周知して、安心して学校に行けるようなそういう対応を取りたいと思っています。

安西座長 ありがとうございます。

小川委員 今の問題に関係して、新しい財政的な措置をするということも当然必要ですが、実は、今の制度を色々調べてみると、そうした経済的困窮家庭への修学支援というのは現行制度にも結構あるんです。

ただ、余り良く知られていないのが事実で、というのは、例えば生活保護世帯に対しては、義務教育に就学している児童生徒がいる場合には教育扶助というのがあるんですけれども、高校の修学（就学）支援については、これまで生活保護法はカバーしていませんでした。

ところが、「学資保険」裁判というようなこともあって、2005年度から厚生労働省が生活保護法の中の生業扶助の中で、高校の就学準備金、授業料等々をカバーするという措置をするようになりました。

ただ、生活保護法が長い間義務教育を中心にして教育扶助をやっているんで、高校までそういう、教育扶助ではなくて、あくまで生業扶助という形で高校の就学費等々を支援していくというような仕組みであるため実は余り知られていないという実情があります。

ですから、そういうことも含めて少し知らせる必要がありますし、あと、厚生労働省の所管事業として、生活福祉資金貸与制度とか、母子寡婦福祉資金貸付制度という制度でも高校、専門学校、大学進学等々の色々な支援資金の仕組み等々もありますので、一度そういうこともきちんと広報しながら、こういう制度を広く活用していただけるよう対応して欲しいとお願いします。

安西座長 それでは、ただいまの件は、田村委員も言われていました情報の周知ということと財政支援と、2つ論点があるだろうと思いますが、それを含めまして事務局と相談をさせていただければと思います。

それでは、篠原委員、どうぞ。

篠原委員 1つは、さっき総理から4つのテーマをいただいたわけですが、先ほど、安西座長からもちょっと言及がありましたが、これまで積み残しになっているという

か、今後の検討課題みたいなものを我々としても整理した部分があって、その中の1つに主権者教育というのがあったと思うんです。今年は大きな選挙も予定されておりまして、5月から裁判員制度も始まりますし、是非取り上げていただきたい。小学校レベルからやるか、どのレベルからやるかということも色々あるとは思いますが、今の公民とか政経の教科書だけでは非常に弱いと思っています。こうした教育は欧米では当たり前に行われていますが、日本でも、小さい頃からそういう世の中の仕組みに触れさせる教育が大事。特に一票というものがどうやって世の中に関連していくのかというようなことを、やはり私はこの段階からきちんともっと教えていく必要があると感じております。

神奈川県ではモデル校をつくって、実験校でシチズンシップ教育と銘打って既にやり始めておりますけれども、少しそういうことについて日本ももうちょっと力を入れていく必要があるんじゃないかと考えています。それが1点。

あと1点は、携帯電話の問題です。先ほど安西座長からも御説明がございましたが、その中で、特に私がワーキンググループの取りまとめ役をさせていただいた経緯で申し上げますと、通話機能などに限定した機種、これをできるだけ普及させていくということが非常に現実的な対応として大事だと思うんですね。持たせないことが一番ですけれども、なかなかそうはいかない部分もあるんで。ところが、これが全く売れていない。3社とも我々の要請を受けて機能限定機種を市場に出してくれているんですが。

だから、この教育再生懇談会としても、報告は終わりましたけれども、今後もフォローアップをしていく必要があるんじゃないかなと思います。業界だけに任せておくというのはちょっと我々としても無責任だなという感じがします。委員各位におかれても、このバックアップについて、御協力をいただきたい。これはワーキンググループを仕切った立場からのお願いでございます。

安西座長 ありがとうございます。

ただいまの2件、検討させていただいて、是非というふうに思いますので。

それでは、資料5について、若月委員からお願いします。

若月委員 資料5は、これから具体的に様々な施策を実施していく上で、実態といったようなものを把握していただければということで、今日お持ちいたしました。

昨年来、携帯電話に関することについて、この懇談会でも議論が盛んに行われました。改めて、本区において小中学生を持つすべて保護者を対象にアンケートを再度採らせていただいた結果が今日のこの資料でございます。

これで概観いたしますと、親御さんは、やはり今の携帯電話という現状に対してはかなり強い不安を持っている。それからまた、同時に、そういう不安あるいはトラブルに対して一番即効性のあるといいましょうか、やらなければいけないところは家庭の役割だといったようなこともこのデータからははっきりと出ております。

しかし、具体的に家庭でという割に、また資料を見ただけですと、携帯電話会社にトラブル防止機能の充実をしてくれというのが98%ということで、家庭でもやるけれども、

やはり今、リーダーがおっしゃったように、携帯の業者の方でもかなり色々な工夫をしてくれております。そのPRをやはりしないと、メーカーに対してもこれは我々の責任を果たせないというのは、正におっしゃるとおりだろうと思います。是非そうしたような意味で、携帯会社に対して、こういうふうに98%以上の保護者が何とかしてくれという希望を持っているということ、これをひとつ前面に出して、両面からこの機能の充実を図っていただければと、こんなふうに思っております。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。資料6について、小川委員からお願いします。

小川委員 先ほど総理の方に提出した「第三次報告」の中でも教育委員会制度の改革については提言されていますけれども、ワーキンググループの中で議論したのは、主に現行法制の枠の中で喫緊に対応すべき措置を中心に御提案をしました。ワーキンググループの中では、中長期的に検討すべき課題についてもかなり議論されました。

そうしたワーキンググループでの問題意識をベースにしながら、今後も教育委員会制度の見直しについては検討を続けるということですので、一応そういうふうな問題と改革の課題を私の方で少しペーパーとしてまとめたのが資料6の趣旨です。

主な柱は、4ページのところに、現行制度の分析、問題整理をした上で、何をこれから中心的に議論すべきかという検討課題を3つに整理しております。

1つは、やはり権限のないところにはそういう主体性、活性化というのが生まれにくいということですので、1つは教育行政の諸権限をできれば市区町村レベルに移譲しながら、首長と教育委員会が連携していくような仕組みをどうやってつくっていくか。自治体総がかりでの教育への取り組みを進める体制をつくる必要があるということで、この点は欠かせないのではないかと。

2つ目では、教育委員会は素人コントロールということが非常に重要な原理原則ですが、現状の教育委員というのは名誉職的だということに言われますし、実際、非常勤で兼業の形態で月一、二回の定例会をベースにしながら活動している。こうした現状の仕組みが果たして自治体総がかりで迅速に課題に取り組むことを期待されてきている教育委員会の姿として適切かどうか。このまま維持して行っているものだろうか。非常勤で兼業で、月数回しか会議ができないようなそういう実態を踏まえて教育委員会制度の在り方、当然、素人教育委員と専門家教育長との権限配分を含めて、少し見直す必要があるのではないかとというのが2つ目です。

3つ目には、今、1,800ぐらいの市区町村がありますけれども、上は人口360万人の横浜市、一番小さいので数百人の村というふう非常に条件の異なる、または財政的な、行政的な資源も非常に大きく異なる教育委員会が、一つの地教行法という法制度の下で、教育委員の選び方、組織の仕方、運営の仕方、教育委員の役割というのが全国的に一律に運営されているものだろうか。地域地域の実情に応じて、もう少し教育委員会の組織、運営、役割を弾力化しながら、その地域に見合った教育行政システムをつくる仕組みづくりを考え

られないのか、そういうふうな課題です。

この場合には、全国で最低限、地方教育行政組織として担保すべき最低限の任務は何なのか、弾力化すべき課題は何なのかというのが非常にまた難しい問題ですけれども、そうしたことも含めて、今後教育委員会制度の在り方、地方教育行政の在り方を検討していただければと思います。

安西座長 ありがとうございます。

今後議論をさせていただければと思います。

それでは、官房長官、お願いします。

河村官房長官 小川委員が言われた教育委員会制度の在り方、これはなかなか簡単なようで非常に大きな問題だと思います。また、これこそこの教育再生懇談会でやっていくのにふさわしいテーマだというふうに私は思っております。

教育委員会が上手く機能している自治体もこれが上手くいかないところも色々ございますので、何が問題なのかということ掘り下げてやっていただく。若月さんのようにずっと上手くやっておられるところもある。1,800余りの市区町村がある中、色々なケースがあるだろうと思います。どこが問題であって、どこをどうしたら良くなるのか根本を見極めていただければありがたいと思っております。

それから、篠原委員が言われたような主権者教育であります。権利には必ず義務が伴う。教育基本法をつくる時にも新しい「公」というのは何なのだという議論を随分した覚えがございます。それを含め非常に大きな問題があるように私は思っております。

それから、今の経済状況は、非常に大きな課題を投げかけております。経済大国日本の教育がそんなことで揺らぐようなことがあってはなりませんので、ここは思い切った施策が必要になってくる。色々な取り組みはやっていると思うんですが、PRをすることは色々なことがあろうと思いますので、これも少し掘り下げて、経済大国日本の教育制度の中で、本当に安心して教育を受けられる仕組みというのはどうあったらいいかということとはしっかりやっていただく必要があろうと思います。

先ほど、教育に金をかけさえすればいいのではないということも申しましたけれども、それも真実ですが、かなり日本の教育の財政投資も限界に来ていることも間違いございません。

社会保障制度のシーリングをかけるのはもう止めにしようという議論が今盛んに起きてまいりました。社会保障制度がそうなら、当然教育もそういう段階に来ておるといように思わなければなりませんので、どこに力点を置くかということも考えていかなければならないだろうと思います。

日本の科学技術立国で今日があることも事実です。将来を展望した時に、どこに焦点を置きながらやっていくかという非常に大きな課題があろうと思いますので、幅広い議論をこの教育再生懇談会でやっていただくように、改めてお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

安西座長 ありがとうございます。

塩谷大臣、お願いします。

塩谷文部科学大臣 今日は色々御意見をいただき、感謝申し上げます。

そして、配付している参考資料の1ですが、携帯電話の取扱いについて各教育委員会等に対しアンケートを採ったところ、小・中学校では90%以上が既に学校への持込みを原則禁止としていたこともあり、改めて文部科学省としての基本的な方針として、小・中学校への持込みについて原則禁止という通知を出しました。

先ほど若月委員がおっしゃったような、問題は家庭だと。そこら辺が一番難しいところなんです、各教育委員会には一步踏み込んで、家庭や地域でもその教育をお願いしたいということもお願いしたところでございます。

パンフレットも作って、周知徹底していきたいと思っております。

御提言いただいた全入時代の大学の在り方ですが、今後も色々教育を考えていく上で、財政的にもやはりここが一つの大きなポイントになります。質の高さと、いかに公財政を投入するかということだと思いますので、中央教育審議会でもやっておりますので、引き続き幅広く御議論をお願いしたいと思います。

教育委員会制度については、やはり理想と現実に全くギャップがあります。教育委員にどこまでお願いすればいいかというのは、先ほど小川委員からお話があったように、本当に月に1回か2回の話し合いでどこまで把握できるかということ、かなり現実難しいと思っております。役割分担をどうするかということを是非詰めていきたいと思っております。

また、教育委員会につきましては、外部人材の登用、例えば放課後子どもプランといったことに対し、やはりまだ、外部から人材を取り込めないような体質があるのかなという気がしております。もう少し実態調査をして、私どもとしてもしっかりと把握して、また今後の対策に役立てたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

安西座長 ありがとうございます。

今日は、官房副長官、松野副大臣にも御出席いただいております。本当にありがとうございます。

参考資料3でございますが、去る1月23日に、関西経済連合会から、「青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて」と題する要望書を私の方で受け取らせていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

今後の日程について、事務局からお願いします。

吉田室長 次回懇談会につきましては、先ほど総理の方から新しい検討テーマのお話がありました。また官房長官の方から新委員の追加の話もございましたので、その辺りを調整いたしまして、改めて今後の日程は御連絡を差し上げたいと存じます。

安西座長 それでは、本日の懇談会はここまでにさせていただきます。

御多忙のところ、ありがとうございました。

- 了 -